

## 北島町事業者支援給付金 Q & A

### 1. 対象事業者について

- Q 1. 町外に在住していますが町内に店舗がある場合、申請はできますか？
- A 1. 本給付金では北島町内に事務所や店舗等があり、申請日時点で営業していれば申請できます。申請書兼請求書（様式第 1 号）の町内の主たる事業所欄に、町内にある店舗の名称、所在地を記載してください。
- Q 2. 令和 2 年度に国の持続化給付金の申請をし給付を受けている場合、本給付金の申請はできますか？
- A 2. 本給付金は令和 3 年中の売上に対しての給付金であるため、令和 2 年度に国の持続化給付金を受けていたとしても本給付金の申請は可能です。
- Q 3. 個人、法人でそれぞれ事業を行っている場合、本給付金の申請はできますか？
- A 3. それぞれの事業において、給付要件を満たしていれば申請は可能です。その場合、個人、法人の申請者ごとに申請書を提出していただく必要があります。
- Q 4. 個人でアパートを所有し不動産収入がある場合、本給付金の申請はできますか？
- A 4. 本給付金は、確定申告書第一表の収入金額等の内、営業等の欄に数字が記載されていること（事業収入があること）が条件であるため、不動産収入の減収による申請はできません。

### 2. 給付要件について

- Q 1. 白色申告の場合、前年の月平均の売上はどのように算出しますか？
- A 1. 確定申告書第一表の事業収入（営業等）欄の金額を 12 で割った金額が月平均の売上となります。

Q 2. 令和3年4月に開業した場合、月平均の売上はどのように算出しますか？

A 2. 令和3年4月から令和3年9月までの売上金額を6（月数）で割った金額が月平均の売上となります。

Q 3. 前年の売上が既に新型コロナウイルスの影響を受けて大きく減少していた場合、コロナの影響がなかった前々年の売上と比較してもいいですか？

A 3. 令和2年中の売上が既に新型コロナウイルスの影響を受けていた場合、前々年の売上と比較して20%以上売上が減少していれば、本給付金の申請は可能です。その場合、添付書類については比較対象年の確定申告書等の写しを提出してください。

### 3. 申請書類について

Q 1. 申請書はどこに設置されていますか？

A 1. 申請書兼請求書（様式第1号）及びチェックシート兼誓約書（様式第2号）は、北島町のホームページからダウンロードができます。また、役場2階まちみらい課の窓口にも設置しています。

Q 2. 売上減少月の売上額等を確認できる書類の写しとはどのようなものですか？

A 2. 売上が減少した月（令和3年中のいずれかの月）の事業収入額がわかる売上台帳（手書き、エクセルデータ等）の写しを用意してください。

### 4. 給付金について

Q 1. 申請してから口座に振り込まれるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

A 1. 申請書類を受付し町で審査した結果、交付することが決定された場合、交付決定通知書により申請者に通知し、それから概ね2週間程度で給付金を指定の口座に振り込むようになります。